

新潟市子ども条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 子どもの権利（第7条－第12条）

第3章 子どもの生活の場における権利保障（第13条－第16条）

第4章 権利の侵害の救済（第17条－第32条）

第5章 権利の保障と推進（第33条－第36条）

第6章 雜則（第37条）

附則

子どもが、一人の人間として、今をすこやかで豊かに生き、未来を担う仲間として成長することは、大切なことです。私たちは、子ども一人ひとりの存在をこの上なく誇りに思うと同時に、子どもが本市においてすこやかで豊かな子ども期を過ごせるよう支援することを重大な責務と考えます。

子どもは、一人ひとりが異なった環境で育ち、一人ひとりが異なった可能性を持っています。そして、子どもの誰もが、かけがえのない人格と人権を持った一人の人間として尊重され、今を豊かに生き、成長発達する権利を有しています。

これらの権利を実現するためには、子どもと接する身近なおとなが、子どもの思いや願いを受け止め、誠実に顔を向ける関係が不可欠です。このような関係が保障されて初めて、子どもは、一人の人間としての尊厳を享受し、豊かな子ども期を過ごし、自律性や創造性、そして他者に対する寛容と愛を培うことができます。そして、大切にされているとの自己肯定感を抱くことで、親をはじめ身近なおとなへの尊敬と感謝の気持ちが芽生え、さらには、いじめなどにより他者の権利を奪ってはいけないということに、気付くことができることでしょう。

この条例が真に子どもの豊かさと成長の力になるために、子どもを含む市民に広く普及し、本市の子どもに関連する全ての施策及び計画の根本となること、子どもと接する身近なおとの権利が確保されること、子どももおとなも全ての人が相互に権利を尊重し合うこと、そして権利侵害に対して適切な救済が図られることが必要です。

子どもは、この地球上に生きる一人の人間として、国内外を問わず、人々との相互理解と交流を深め、北東アジアをはじめとする一界の平和と共生を目指す本市において

て、欠かすことのできない大きな役割を担っています。そして、その役割を自覚し、自ら学んでいく姿勢を持つことで、社会の一員として成長に応じた責任を果たしていくことが求められています。

一方、子どもと接する身近なおとなは、子どもが能力を発揮することができるよう、学ぶ機会を確保し、理解を示すとともに、愛情を持って接することが必要です。

私たちは、子どもが、新潟の四季折々の豊かな自然と人のぬくもりの・でかけがえのない子ども期を過ごし、新潟市民としての誇りを持ち、ふるさとの伝統文化と産業を継承発展させてくれることを願い、ここに、国際連合総会で採択された児童の権利に関する条約の理念に則って、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもの権利及び市等の責務を明らかにするとともに、子どもに関する施策の基本となる事項等を定めることにより、子どもの権利を保障し、全ての子どもが豊かな子ども期を過ごすことができるまちの実現に寄・することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 子ども 18歳未満の全ての者その他これらの者と等しく権利を認めることが適當と認められる者をいいます。
- (2) 子ども期 子どもが、一人の人間として尊重され、今を豊かに生き、成長発達する全過程をいいます。
- (3) 成長発達 障がいの有無又は性別にかかわらず、一人ひとりの子どもが、精神的又は身体的な能力をその最大限まで獲得していく過程をいいます。
- (4) 学び・育ちの施設 学校、幼稚園、保育園、認定こども園その他の子どもが学び、育つための施設をいいます。
- (5) 身近なおとな 家庭、地域及び学び・育ちの施設において日常的に子どもと直に接するおとなをいいます。
- (6) 思いや願い 言葉、行動、身体症状などによって表される欲求、意見、考え又は感情などをいいます。

(7) 保護者 親又は祖父母その他親権を行う者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する里親その他子どもを現に養育する者をいいます。

(基本理念)

第3条 子どもは、一人の人間として尊重され、今を豊かに生き、成長発達する権利を子ども固有の基本的権利（以下「子どもの権利」といいます。）として有し、かつ、これを実現するために、次の権利が保障されなければなりません。

(1) 身近なおとなに、いつでも自由に思いや願いを表明し、ありのままに受け止めてもらい、適切に応えてもらうこと。

(2) 自然、仲間、地域及び社会との関わりの中で生きること。

2 子どもは、前項に定める子どもの権利をはじめ、日本国憲法に定める基本的人権、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）、児童福祉法その他の法令により定められた権利が保障されなければなりません。

(責務)

第4条 市は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその保障に必要な条件整備及び支援を行わなければなりません。

2 保護者は、子どもの養育について主たる責任があることを認識し、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

3 学び・育ちの施設の関係者（以下「施設関係者」といいます。）は、自ら関わりのある子どもの権利を尊重し、その保障に努めなければなりません。

4 事業者は、雇用する従業員が保護者である場合、仕事と子育てを両立できる環境づくりに努めなければなりません。

5 市民は、子どもの権利を尊重し、その保障に努め、子どもを地域全体で見守り、働きかけるよう努めなければなりません。

6 保護者、施設関係者、事業者、市民及び市は、子どもの権利を保障するため、相互に連携し、協力しなければなりません。

(周知啓発等)

第5条 市は、子どもの権利について、保護者、施設関係者、事業者及び市民の関心及び理解を深めるため、次に掲げる取組を行うものとします。

(1) 周知啓発

(2) 学習及び研修の実施

(3) 前2号に掲げるもののほか、必要な取組

(子どもの意見表明と参画の促進)

第6条 市は、この条例の運用及び施策の実施にあたり、子どもが意見を表明する機会を確保し、子どもの参画の促進に努めるものとします。

第2章 子どもの権利

(この章に規定する子どもの権利)

第7条 この章に規定する子どもの権利は、子どもが、かけがえのない一人の人間として尊重され、今を豊かに生き、成長発達するために、全ての子どもに生まれた時から等しく保障されます。

2 この権利の保障に際しては、それぞれの子どもの年齢、成熟の度合い及び置かれた状況にふさわしい配慮がなされなければなりません。

3 この権利の行使については、公共の福祉、他者の権利又は名誉若しくは道徳の保護に配慮しなければなりません。

(安心して生きる権利)

第8条 子どもは、その生存と健康が守られ、理解と愛情を受け、安全にかつ安心して今を豊かに生き、成長発達するために、次の権利が保障されなければなりません。

- (1) いのちが守られ、尊重されること。
- (2) 愛情を持って育まれること。
- (3) 差別又は偏見を受けないこと。
- (4) いじめ、虐待、体罰、性的搾取などによって心身を傷つけられないこと。
- (5) 健康に生き、適切な医療が受けられること。
- (6) 有害な物質又は情報から守られ、安全な環境で生活できること。

(豊かに生き、育つ権利)

第9条 子どもは、豊かに生き、育つために、次の権利が保障されなければなりません。

- (1) 自分に合ったペースで生活すること。
- (2) 学ぶこと。
- (3) 遊ぶこと。
- (4) 安心できる場所で休むこと。
- (5) 仲間と集うこと。
- (6) 自由な方法で表現すること。

- (7) 自然にふれ親しみ、自然環境を保障されること。
- (8) 文化、芸術、スポーツにふれ親しむこと。
- (9) 基本的な生活習慣及び社会性を身につける環境を保障されること。
- (10) 子どもの権利について知ること。

(自分らしく生きる権利)

第10条 子どもは、一人の人間として尊重され、自分らしく生きるために、次の権利が保障されなければなりません。

- (1) 個人として尊重され、他者との違いが認められること。
- (2) 不平等な扱いを受けないこと。
- (3) プライバシーが守られること。
- (4) 自尊心を傷つけられないこと。
- (5) 可能性を大切にされること。
- (6) 自由に独りでいたり、仲間といたりすること。

(身近なおとなとの受容的な関係をつくる権利)

第11条 子どもは、身近なおとなとの関わりの中で今を豊かに生き、成長発達するために、次の権利が保障されなければなりません。

- (1) 自分の思いや願いを自由に表明できること。
- (2) 自分の思いや願いをありのままに受け止めてもらい、一緒に考え、適切に応えてもらうこと。
- (3) 理由を知り、納得できるように話をしてもらうこと。
- (4) 子どもだからという理由で、理不尽な扱いをされないこと。

(社会に参加する権利)

第12条 子どもは、自分及び社会のことについて意見を述べ、社会に参加するためには、次の権利が保障されなければなりません。

- (1) 社会に参加し、意見が生かされる機会が与えられること。
- (2) 参加にあたって、適切な支援が受けられること。

第3章 子どもの生活の場における権利保障

(家庭における保障)

第13条 保護者は、子どもの権利を保障するため、豊かな子ども期を過ごすための生活環境を確保するとともに、子どもの立場に立ち、子どもの思いや願いを受け止

め、それに適切に応えるよう努めなければなりません。

- 2 保護者は、子どもの権利を守り、子どもが適切に権利行使するため、子どもの年齢及び成熟の度合いに応じた支援に努めなければなりません。
- 3 保護者は、子どもの権利が侵害され、かつ、子どもが自ら権利行使できない場合は、子どもに代わって子どもの権利行使するよう努めなければなりません。
- 4 保護者は、子どもが今を豊かに生き、成長発達するために必要な場合には、施設関係者に、その子どもに関する情報を求めることができます。
- 5 保護者は、子どもに対して、虐待及び体罰を行ってはなりません。
- 6 市は、虐待及び体罰を受けた子どもを早期に発見し、迅速かつ適切な救済及び回復に努めなければなりません。
- 7 市は、不登校、外国籍、障がい、貧困などさまざまな状況にある子ども及び保護者が差別されず、共生できるよう、適切な支援に努めなければなりません。
- 8 市は、保護者が尊重され、安心して子育てができるよう、財政的援助を含む必要な支援に努めなければなりません。

(学び・育ちの施設における保障)

- 第14条 施設関係者は、子どもが遊び又は学びを通して、豊かに生き、成長発達できるよう、環境の整備に努めるとともに、子どもの立場に立って、子どもの思いや願いを受け止め、それに適切に応えるよう努めなければなりません。
- 2 施設関係者は、子どもに対して、虐待及び体罰を行ってはなりません。
 - 3 施設関係者は、虐待及び体罰を受けた子どもを早期に発見し、迅速かつ適切な救済及び回復に努めなければなりません。
 - 4 施設関係者は、いじめの防止に努めるとともに、いじめが起きたときには、関係する子どもに対して迅速かつ適切に対応しなければなりません。
 - 5 施設関係者は、不登校、外国籍、障がい、貧困などさまざまなかつ状況にある子ども及び保護者が差別されず、共生できるよう、適切な支援に努めなければなりません。
 - 6 施設関係者は、施設の運営及び子どもの処遇について、子どもに適切な情報を提供し、子どもの意見を聞くよう努めなければなりません。
 - 7 施設関係者は、子どもが安全にかつ安心して活動できるよう、施設の安全管理体制の整備に努めなければなりません。
 - 8 施設関係者は、子ども又はその保護者が子どもに関する情報を求めた場合には、その子どもの権利及び他者の権利に配慮して、それを提供するよう努めなければなり

ません。

9 学び・育ちの施設の設置者及び管理者は、その職員が子どもの権利を保障できるよう、環境の整備に努めなければなりません。

10 市は、施設関係者が子どもの権利について正しく理解するために、施設関係者に対する研修の充実に努めなければなりません。

(地域における保障)

第15条 市及び市民は、子どもがすこやかで心豊かに今を過ごし、成長発達できるような地域づくりに努めなければなりません。

2 市及び市民は、地域において、子どもが安心して過ごし、遊び、学びなどさまざまな活動を通して、他者との豊かな関係を築いていけるような居場所及び機会を確保し、充実するよう努めなければなりません。

3 市及び市民は、子どもが自然にふれ親しみながら生きられるよう、地域における自然の保全に努めなければなりません。

4 市は、子どもの権利保障に資する地域活動を支援し、かつ、連携を図るよう努めなければなりません。

(参加の機会の確保)

第16条 保護者、施設関係者、市民及び市は、子どもが自由に意見を述べ、参加できる機会及び活動の確保に努めなければなりません。

2 保護者、施設関係者、市民及び市は、子どもの参加を促進し、子どもの自発的で自発的な活動を奨励するため、適切な支援に努めなければなりません。

第4章 権利の侵害の救済

(相談及び救済)

第17条 市は、次条に定める新潟市子どもの権利救済委員によるものほか、子どもの権利の侵害に関する相談又は救済について、関係機関、関係団体等との連携を図るとともに、子ども及びその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めなければなりません。

(救済委員の設置)

第18条 市は、子どもが権利の侵害を受けた場合等において、迅速かつ適切に救済し、権利の回復を支援するため、市長の附属機関として、新潟市子どもの権利救済委員（以下「救済委員」といいます。）を置きます。

2 救済委員は、人格が高潔で、子どもの権利に関し優れた識見を有し、かつ、第三者として独立性を保持し得る者のうちから、市長が委嘱します。

(救済委員の定数及び任期等)

第19条 救済委員は、3人以内とします。

2 救済委員の任期は3年とし、再任することができます。

3 市長は、救済委員が心身の故障のため職務を遂行することができないと認めるとき、又は職務上の義務違反その他救済委員としてふさわしくない非行があると認めるとときは、これを解嘱することができます。

(代表救済委員)

第20条 救済委員のうちから代表救済委員1人を置き、救済委員の互選により定めます。

2 代表救済委員は、救済委員の会議を主宰し、救済委員を代表します。

3 代表救済委員に事故があるとき、又は代表救済委員が欠けたときは、救済委員のうちから代表救済委員があらかじめ指名する者がその職務を代理します。

(兼職の禁止)

第21条 救済委員は、次の職を兼ねることができません。

(1) 衆議院議員

(2) 参議院議員

(3) 地方公共団体の議会の議員又は長

2 救済委員は、前項に定めるもののほか、公平かつ適正な職務の遂行に支障が生ずるおそれがある職と兼ねることができません。

(救済委員の職務)

第22条 救済委員は、次の職務を行います。

(1) 子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言及び支援をすること。

(2) 子どもの権利の侵害に関する救済の申立て又は自己の発意に基づき、調査、調整、勧告、是正要請等を行うこと。

(3) 勧告、意見表明等の内容を公表すること。

(4) 制度の改善を求めるための意見を表明すること。

(5) 子どもの権利の侵害を防ぐため必要な支援をすること。

(6) 子どもの権利の擁護について必要な理解を広めること。

(救済委員の責務)

第23条 救済委員は、職務を行うに当たっては、子どもの権利の擁護者として、公正かつ適正に職務を遂行するとともに、関係機関等と相互に協力及び連携を図らなければなりません。

- 2 救済委員は、その地位を政党又は政治目的のために利用してはなりません。
- 3 救済委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

(尊重及び協力)

第24条 市の機関は、救済委員の職務の遂行に関し、独立性を尊重するとともに、積極的に協力し、及び必要な援助をしなければなりません。

- 2 何人も、救済委員の職務の遂行に関し、積極的に協力しなければなりません。
- 3 何人も、権利が侵害されていると思われる子ども又は子どもの権利を侵害していると思われる者を発見した場合は、速やかに、救済委員に次条第1項に規定する相談又は救済の申立てを行わなければなりません。

(相談及び救済の申立て)

第25条 何人も、次に掲げる子どもの権利の侵害に関する事項について、救済委員に対し、相談又は救済の申立てを行うことができます。

- (1) 市内に住所を有する子どもに関するもの
 - (2) 市内に通勤し、又は市内の学び・育ちの施設に通学し、通所し、若しくは入所する子ども（前号に規定する子どもを除きます。）に関するもの（相談又は救済の申立ての原因となった事実が市内で生じたものに限ります。）
- 2 救済の申立ては、書面、口頭又は電子メール、インターネットその他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができます。

(調査及び調整)

第26条 救済委員は、救済の申立てに関わる事実又は自己の発意に基づき取り上げた事案について、調査を行うものとします。

- 2 救済委員は、救済の申立てが、救済に関わる子ども又はその保護者以外の者から行われた場合において調査を行うとき、又は自己の発意に基づき取り上げた事案について調査を行うときは、当該子ども又は保護者の同意を得なければなりません。ただし、当該子どもが置かれている状況を考慮し、救済委員が当該同意を得る必要がないと認めるときは、この限りではありません。

- 3 救済委員は、調査を開始した後においても、その必要がないと認めるときは、調査を中止し、又は打ち切ることができます。
- 4 救済委員は、調査のため必要があるときは、関係する市の機関に対し説明を求め、その保有する文書その他の記録を閲覧し、若しくはその提出を要求し、又は実地に調査することができます。
- 5 救済委員は、調査のため必要があるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため必要な限度において、市の機関以外の者に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができます。
- 6 救済委員は、調査の結果、必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害の是正のための調整を行うことができます。

(調査の対象外)

第27条 救済委員は、特別の事情があると認めるときを除き、救済の申立てが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、調査を行わないものとします。

- (1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事案又は判決、裁決等を求める際に係争中の事案に関するものであるとき。
- (2) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関するものであるとき。
- (3) 救済委員の行為に関するものであるとき。
- (4) 救済の申立ての原因となった事実のあった日から3年を経過しているとき。
- (5) 前条第2項の同意が得られないとき（同項ただし書に該当するときを除きます。）。
- (6) 前各号のほか、調査をすることが明らかに適当ではないとき。

(是正の勧告等)

第28条 救済委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、是正等の措置を講ずるよう勧告することができます。

- 2 救済委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、制度の改善を求めるため意見を表明することができます。
- 3 第1項の規定による勧告又は前項の規定による意見表明を受けた市の機関は、これを尊重しなければなりません。
- 4 救済委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、市の機関以外の者に対し、是正等の措置を講ずるよう要請することができます。

(報告及び公表)

第29条 救済委員は、前条第1項の規定による勧告又は同条第2項の規定による意見表明をしたときは、その関係する市の機関に対し、その是正等又は改善の措置の状況について報告を求めるものとします。

2 前項の規定による報告を求められた市の機関は、当該報告を求められた日の翌日から起算して60日以内に、救済委員に対して、是正等又は改善の措置の状況について報告するものとします。

3 救済委員は、前条第1項の規定による勧告若しくは同条第2項の規定による意見表明をしたとき、又は前項の規定による報告があったときは、その内容を公表することができます。

4 救済委員は、前項の規定による公表をするに当たっては、個人情報等の保護について、十分な配慮をしなければなりません。

(再調査等)

第30条 救済委員は、前条第2項の規定による報告の内容等を踏まえ、必要があると認めるときは、改めて調査又は調整（以下「再調査等」という。）を行うことができます。

2 救済委員は、再調査等の結果、必要があると認めるときは、その関係する市の機関に対し、改めて是正等の措置を講ずるよう勧告をし、又は制度の改善を求めるため意見表明することができます。

(活動状況の報告)

第31条 救済委員は、毎年、その活動状況について、市長に報告するとともに、公表するものとします。

(庶務等)

第32条 救済委員の庶務は、こども未来部で処理します。

2 救済委員の職務を補佐するため、児童福祉又は子どもの権利に関し優れた識見を有する者を相談・調査専門員として置きます。

3 第23条第1項の規定は、相談・調査専門員に準用します。

第5章 権利の保障と推進

(施策の推進)

第33条 市は、子どもの権利の保障を推進するため、子どもに関わる施策の充実を図ります。

- 2 市は、前項の施策を進めるに当たっては、総合的な推進計画を定めるものとします。
- 3 市は、前項の推進計画を定めるに当たっては、市民及び次条に定める新潟市子どもの権利推進委員会の意見を聴くものとします。
(新潟市子どもの権利推進委員会の設置等)

第34条 市は、子どもに関する施策の充実を図り、子どもの権利の保障を推進するため、新潟市子どもの権利推進委員会（以下「推進委員会」といいます。）を設置します。

- 2 推進委員会は、市長の諮問を受けたとき、又は必要があるときは自らの判断で、子どもに関する施策、子どもの権利の保障状況などについて、調査及び審議をします。
- 3 推進委員会は、前項により調査及び審議をしたときは、その結果を市長に答申します。
- 4 推進委員会は、15人以内の委員で組織します。
- 5 委員は、人権、福祉、教育等の子どもに関する分野において学識経験のある者、子どもを含む市民、その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱します。
- 6 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。
- 7 委員は、再任することができます。
- 8 前各項に定めるもののほか、推進委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定めます。

(市の措置)

第35条 市は、推進委員会からの答申及び意見を尊重し、必要な措置をとらなければなりません。

(子どもの権利週間及び子どもの権利月間)

第36条 市は、全市民が子どもの権利について関心及び理解を一層深めるため、新潟市子どもの権利週間（以下「権利週間」といいます。）及び新潟市子どもの権利月間（以下「権利月間」といいます。）を設けます。

- 2 権利週間は、5月5日から5月11日までとします。
- 3 権利月間は、11月1日から11月30日までとします。

第6章 雜則

(委任)

第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めます。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和6年4月1日から施行します。